

令和2年(ワ)第26002号 損害賠償請求事件

原告ら (閲覧制限) 外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

被告第4準備書面

令和3年12月23日

東京地方裁判所民事第7部合議2係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青 木 浩 文



同 弁護士 和 泉 宏 陽



本準備書面では、令和3年11月9日になされた裁判所からの釈明権行使に対する回答を行う。なお、略記の意義については、特段の断りのない限り、従前の被告主張書面の例による。

また、本書面で引用している各規程(乙共2ないし乙共9)は、平成30年当時のものである。

第1 被告法人の組織について

1 被告法人が開設する学校について

被告法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教的人類愛に根ざす生命の尊厳を基調とする医学及び看護学教育を行い、豊かな人間性と高い倫理観を備えた医療人を育成することを目的とする学校法人である（乙共2・第3条）。被告法人は、聖マリアンナ医科大学（以下「被告大学」という。）を設置している。その下には、(1)聖マリアンナ医科大学医学部医学科、(2)同大学大学院医学研究科、(3)同大学看護専門学校医療専門課程の合計3つの学校が設置される（乙共2・第4条(1)ないし(3)）。

2 被告法人の機関について

(1) 理事及び理事長について

ア 被告法人には、役員として、7人以上12人以内の理事、及び2人の監事が置かれる。理事のうち1人を理事長とし、理事長は理事総数の過半数の議決により選任される。また、理事のうち6人以上9人以内を常勤理事とし、常勤理事は理事総数の過半数の議決により選任される（乙共2・第5条）。また、被告大学の学長は、被告法人の理事になるものとされている（乙共2・第6条第1項(1)）。

イ 理事長は、被告法人を代表し、その業務を総理する（乙共2・第13条）。また、理事長は、理事会の決議に基づいて、被告法人の管理運営に係る業務を総理する（乙共3・第2条）。常勤理事は、理事長を補佐し、被告法人の業務を分掌するが、理事長以外の理事は、被告法人の業務について被告法人を代表しない（乙共2・第15条）。

(2) 理事会について

ア 被告法人には、理事をもって組織する理事会が置かれる。理事会は、被告法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（乙共2・第18条第1項及び第2項、私立学校法第36条第1項及び第2項）。

イ 理事会は、理事長が招集し、理事会の議長は理事長が務めるものとされる（乙共2・第18条第3項及び第7項）。なお、被告法人には、上記理事会のほか、理事長が日常業務の執行にあたる意思決定機関として、常勤理事のみから構成される常任役員会が置かれる（乙共3・第5条）。

第2 被告大学の組織について

1 学長について

ア 被告法人は、被告大学を設置する（乙共2・第4条(1)ないし(3)）。被告大学には学長が置かれる。学長は被告大学の校務を掌理し、所属教職員を統督する（乙共5・第3条第1項及び第3項）。

イ 学長は、教授会において選出し、理事会の承認を経て、理事長が任命する（乙共6・第2条）。教授会は、学長選考委員会（理事会から選出された理事3名及び教授会から選出された教授3名によって構成される）が選考した原則3名以内の学長候補者の中から、審議、投票により1名を学長に選出する（乙共6・第2条、第6条、第9条及び第10条）。

2 医学部長について

被告大学の医学部には、医学部長が置かれる。医学部長は、学長の推薦に基づき、教授会の議及び理事会の承認を経て、理事長が任命する。医学部長は、教育に関する校務を総括し、所属教職員を監督する（乙共5・第4条）。

3 教授会について

ア 被告大学には教授会が設置される（乙共4・第39条第1項）。教授会は、原則として本学専任の教授をもって構成する（乙共4・第39条第2項）。被告大学においては、教授会の議長は学長が務めるものとされる。

イ 教授会は、①学則の変更に関する事項、②教育課程の編成に関する事項、③学生の入学、進級、休学、復学、転学、退学及び卒業の認定に関する事項、④学生の賞罰に関する事項、⑤学生の厚生補導に関する事項、⑥教育職員の

人事に関する事項、⑦学長の諮問した事項、⑧その他学事に関する事項を審議する（乙共4・第40条）。また、教授会は、法律上、学長が学生の入学について決定を行うに当たり意見を述べるものとされている（学校教育法第93条第2項）。

ウ 教授会には、①入試委員会（詳細については後述）、②カリキュラム委員会、③学年担当委員会、④教員組織委員会、⑤研究振興委員会の5つの常置委員会が設置される（乙共7・第3条）。これらの各委員会は、それぞれ担当する事項について審議し、教学の円滑な運営に資することを目的として設置される（乙共7・第2条）。常置委員会は、医学部長が管掌し、各常置委員会の委員長は、学長が指名する（乙共7・第4条第1項、第8条第1項）。常置委員会の委員は、教授、准教授又は講師の内から学長が委嘱する（乙共7・第5条第1項）。委員の任期は原則として3年とされ、再任を妨げないものとされる（乙共7・第9条）。

4 教学体制検討委員会について

ア 被告大学には、教授会に置かれる各常置委員会の他に、教学体制検討委員会が置かれる（乙共8・第1条）。教学体制検討委員会は、被告大学における教育研究体制のあり方について検討し、教員組織に関する全学的な方針を定めるとともに、その円滑な運営を推進し、もって教育研究の活性化と進展に資することを目的として設置される（乙共8・第2条）。学長、学務担当理事、医学部長などのほか、各常置委員会の委員長によって構成される（乙共8・第4条）。

イ 教学体制検討委員会は、①教授の配置及び選考方法の方針、②常置委員会の所掌事項に関する連絡調整、③その他教育研究体制のあり方に関し必要な事項を審議することを職責とする（乙共8・第3条）。

ウ 教学体制検討委員会の委員長は、学長が務める。（乙共8・第5条第1項）。

5 入試委員会について

上述のとおり、入試委員会は教授会に設置される5つの常置委員会の1つである。入試委員会は、①一般入学試験の実施・選抜に関する事、②推薦入学試験の実施・選抜に関する事、③編入学考査の実施・選抜に関する事、④多角的選抜方法の研究・開発に関する事、⑤入学者の追跡・調査に関する事、⑥入学広報の企画に関する事、⑦学長・医学部長からの諮問事項に関する事につき、審議を行うことを職責とする（乙共7・別表参照）。また、これら入試委員会の審議事項に関する庶務は、事務部門である被告大学教学部教育課が担当する（乙共7・別表参照）。

なお、入試委員会と学長、医学部長及び教授会との関係については、概ね第三者委員会調査報告書（甲共1・16頁）に記載されている概要図のとおりである。また、入試委員会及び教学部教育課についての説明は、概ね同報告書・15ないし16頁記載のとおりである。

第3 被告大学における一般入学試験手続の流れについて

本訴訟で問題となっている、被告大学における平成27年度ないし平成30年度の一般入学試験手続の流れは、概ね以下のとおりである。

1 入試委員会による入学試験要項案の作成

- (1) 当該年度の一般入学試験が実施される前年に、常置委員会の1つである入試委員会によって当該年度の入学試験要項の案（以下「要項案」という。）が作成される。要項案については、入試委員会から、常置委員会の所掌事項に関する連絡調整を職責とする教学体制検討委員会に提出され、同委員会を通じて教授会の審議に付される。例年、概ね試験前年の5月に開催される教授会において要項案についての審議がなされ、承認の決議がなされる。
- (2) 教授会での承認を経た後、要項案は常任役員会でも承認を経ることが慣行とされていた。本来、学生の入学に関する事項は、教授会ないしは教授会に設置される入試委員会の審議事項であるが（乙共4・第40条第3号、乙

共7・別表)、要項案には、当該年度に適用される入学検定料、入学金、授業料など、被告法人の収入に関連する事項についての記載もなされているため、かかる手続きが慣例としてとられていたものである。

2 入試委員会による一般入学試験の実施

要項案について上記の各承認を経た後、入試委員会によって一般入学試験が実施される。なお、入試委員会の独立性確保の観点から、一般入学試験における具体的な選抜方法や評価基準の設定などについては入試委員会に一任されており、これらについては、理事会、理事長及びその他の理事による関与は勿論のこと、学長や医学部長による関与もなされないのが慣行とされていた。

3 教授会による合格者の決定

- (1) 第2次試験の終了後、入試委員会が合否判定会議において合格者及び補欠者についての案を作成する。当該案は、教授会に報告され、教授会において当該年度の合格者及び補欠者が決定される。
- (2) 教授会にて決定された合格者及び補欠者については、常任役員会でも承認を経ることが慣行とされていた。これは、上記の要項案の場合と同様、合格者数(ひいては、そこから見込まれる入学者数)が被告法人の収入に関連する事項であるため、かかる手続が慣行として取られていたものである。
- (3) なお、教授会において決定された合格者のうち、入学手続を終えた者に対しては、学長から入学の許可が与えられる(乙共4・第12条第2項)。

第4 理事長の入学試験手続への関与について

以上のとおり、被告大学においては、入試委員会の独立性確保の観点から、一般入学試験における具体的な選抜方法や評価基準の設定などについては入試委員会に一任されており、これらについては、理事会、理事長及びその他の理事による関与は勿論のこと、学長や医学部長による関与もなされないのが慣行とされていた。

また、本書面で述べたとおり、理事長は、学長、医学部長、入試委員会委員である教授に対する任命権（乙共6・第2条、乙共5・第4条第2項、乙共9・第6条）を有してはいるものの、それを超えて、理事長が入試委員会による入学試験の実施等について監督を行っていたなどの事情はなく、また、理事長がそのような監督義務を履行すべき立場に置かれていたとの事情もない。

以上